

## 仙台白百合女子大学 後援会規約

### (名称および事務局)

第 1 条 本会は、仙台白百合女子大学後援会と称し、事務局を仙台白百合女子大学（以下「大学」という）（仙台市泉区本田町6-1）に置く。

### (目的)

第 2 条 本会は、大学と会員との連携を密にし、学生生活の向上を図り、大学の発展に寄与するとともに、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### (事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

- (1) 学生の学習・就職活動・課外活動の支援
- (2) 教育・研究活動の支援
- (3) 奨学金支援
- (4) 会員対象の研修会・講演会
- (5) その他本会の目的を達成するための活動

### (会員)

第 4 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 大学に在籍する学部学生の保護者及び大学に勤務する専任教職員
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、これに援助を与える個人、法人、団体

### (理事)

第 5 条 本会に会員から成る 30 名以内の理事を置く。

- 2 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期総会までとする。

### (理事会)

第 6 条 理事会は、第 5 条に規定する理事をもって組織し、本会の運営その他必要事項を審議する。

- 2 理事会の議長には、会長が当たる。
- 3 理事会の議決は、出席者の 2 分の 1 以上の賛成によって決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名（内 1 名 専任教職員）
- (3) 監事 2 名

### (役員を選出)

第 8 条 会長、副会長、監事は理事の互選による。

### (役員の仕事)

第 9 条 会長は、本会を代表し、会務を統括・執行すると共に、会議を招集する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

### (役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた時は、必要に応じて理事会の承認を得て補充する。
- 3 前項により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

- 第 11 条 定期総会は、毎年 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催するものとする。ただし、理事会をもってこれに代えることができる。
  - 3 第 2 項但し書きに基づく理事会の議決結果については、総会に報告する。

(総会の議決事項)

- 第 12 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画・予算
  - (2) 事業報告・決算
  - (3) 規約の改正
  - (4) 理事の選出
  - (5) その他会長が必要と認めた事項
- 2 議長は、出席会員の互選により選出する。
  - 3 総会は出席会員の 2 分の 1 以上の賛成によって議決する。

(顧問)

- 第 13 条 本会に顧問を置くことが出来る。
- 2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(会費)

- 第 14 条 本会の目的達成および運営に要する経費は、会員の会費、その他の収入金をもって充てる。
- 2 会員の会費は、次に掲げるとおりとする。  
正会員の年会費 10,000 円
  - 3 会費は原則として保護者の場合は学納金納付時、専任教職員の場合は賞与支給時徴収するものとする。

(会計年度)

- 第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

- 第 16 条 この規約に定めるものの他、本会に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(附則)

- ・ 2011 年 10 月 22 日 施行
- ・ 設立総会で選任された理事及び役員の任期は、2013 年 3 月 31 日までとする。
- ・ 2012 年 6 月 16 日 一部改正
- ・ 2013 年 6 月 15 日 一部改正